

エネルギー等対策本部設置要綱

(目的)

第1条 ロシア・ウクライナ情勢を契機としたエネルギー危機等への対応に向け、全庁一丸となってその取組を加速化するため、エネルギー等対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 対策本部は、目的達成に向け、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 電力ひっ迫に対する取組に関すること。
- (2) 脱炭素化に向けた取組に関すること。
- (3) その他本部長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、副知事の職にある者及び東京都技監の職にある者をもって充てる。
- 4 本部員は、別表に定める者をもって充てる。

(会議)

第4条 本部長は、必要に応じて会議を招集し、これを主宰する。

- 2 本部長は、会議の開催に当たっては案件に応じ、別表の本部員のうち必要な者を招集するものとする。
- 3 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者に対し、会議への出席を求めることができる。
- 4 会議は公開とする。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

(事務局)

第5条 対策本部は、必要な事務を処理させるため、事務局を設置する。

- 2 事務局は、政策企画局に設置する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（本部員）

教育長
政策企画局長
子供政策連携室長
総務局長
危機管理監
財務局長
デジタルサービス局長
主税局長
生活文化局長
都民安全総合対策本部長
スポーツ推進本部長
都市整備局長
住宅政策本部長
環境局長
福祉局長
保健医療局長
産業労働局長
中央卸売市場長
スタートアップ戦略推進本部長
建設局長
港湾局長
会計管理局長
交通局長
水道局長
下水道局長
選挙管理委員会事務局長
人事委員会事務局長
監査事務局長
労働委員会事務局長
収用委員会事務局長
警視庁総務部長
消防総監

注) 東京都技監が本部員である局長を兼務する場合は、兼務する局長としての立場においても本部員となる。